

回答書（令和8年度ジビエ需要拡大事業業務委託）

■質問に対する回答

Q 1 : アンケートを回答された出店者とは、どういう方たちか？

・ P 8、P 9、P13～14

A 1 : イベントごとに回答

・ P 8（グルメフェア参加店）

→ 飲食店・ホテル・キッチンカー

・ P 9（ジビエ鹿児島フェスタ in アミュ広場出店者）

→ ジビエ処理加工施設、グルメフェア参加飲食店、県内高等学校、酒造会社

・ P13～14（ジビエ鹿児島フェスタ in よかど鹿児島出店者）

→ ジビエ処理加工施設、グルメフェア参加飲食店

Q 2 : 昨年度のジビエの調達費用と量はどれくらいだったのか？

A 2 : 昨年度イベント（来場者試食用）等やグルメフェアのメニュー開発用、家庭で手軽に作れるレシピ等で使用したジビエは 254kg。

金額については、予算（委託契約額）内で実施。

Q 3 : 実需者とは、どのような方たちか？

A 3 : 飲食店やホテル、酒造メーカーなど

Q 4 : 大都市圏内での販路拡大とは、どのような展望をもっているか？

A 4 : 大都市圏内のほうがジビエの需要があるのではと感じている。昨年度のグルメフェアでも高級飲食店の来店者数が多かった。グルメフェアや商談会など、自由な発想のもと企画提案していただきたい。

Q 5 : イベントにおいて、主催者としてジビエ料理のふるまいを実施した場合、無償での提供が前提になるのか？

仕様書第 4 - 5 ではジビエ食材調達は委託料の範囲内だと記載があるが、ジビエ食材以外（野菜等）の調達に関する費用の取り扱いはどうなるのか？

イベントでのふるまい実施の際、ジビエ食材以外の原価分を反映させた金額を来場者からいただいてもいいものか？

A 5 : イベントにおいて、主催者としてジビエを試食等としてふるまう場合には、ジビエの PR をかねて予算（委託契約額）の範囲内でお願いします。

特に、有償、無償での制限は設けていませんが、より多くの方にジビエを食する機会が設定できたらと考えます。

また、その際に、メニューに必要になってくるジビエ以外の食材、調味料等についても、予算（委託契約額）の範囲内でお願いします。

但し、飲食店やジビエ処理施設等が出店し、自社の商品を販売する際の

試食等については、それぞれの施設等が準備し、来場者が購入する事を想定しております。

Q 6 : 県内の主要なジビエ処理加工施設を 8 か所ご紹介いただいているが、本事業において、8 か所すべてのジビエを何らかの形で利用することが前提になるのか？

A 6 : ジビエ処理加工施設の安定運営を図ることも目的としていることから、事前説明会において、仕様書別紙一覧の施設に事業内容を説明していただき、ジビエ提供等の協力依頼や確認をお願いします。

なお、施設によって、規模や処理量の違いがあるため、施設と調整の上、調達をお願いします。その上で、提供不可能な施設がでてきた場合はやむを得ないと考えています。

Q 7 : 事業実施にあたり、企業共同体（JV）でのご提案は可能でしょうか。

A 7 : 契約は一社での契約となります。内部において、ほか企業に提案等をいただき企画提案書に反映されることは構いません。

Q 8 : 「AMU 広場」及び「よかど鹿児島」でのイベントに際し、設営に要する前日予約の状況をご教示ください。

A 8 : ○「AMU 広場」について

- ・設営に要する前日の予約はしていません。
 - ・予約前日に開催しているイベントの搬出が終わり次第、搬入（設営）可能となっております。（前日 10 月 31 日はほかのイベントがあるようです。）
- 但し、搬入し設営完了後は、関係者または、警備員を配置する必要があります。（その場合の必要経費は、委託料での対応となります。）

○「よかど鹿児島」について

- ・イベント前日の 19 時～24 時まで、当日の 6 時～設営可能です。
- ※設営完了後の関係者または、警備員の配置は必要ありません。

Q 9 : アミュ広場とよかど鹿児島の会場費を教えてくださいませんか？

A 9 : 両者ともに別添チラシ等を御確認ください。

Q 10 : 昨年度受託者による特設サイトがあるが、本年度も継続して利用することは可能か？

A 10 : 改めて県のドメインを取得していただき（本県で手続きいたします。）、構築していただくこととなります。手続きに必要な DNS 設定変更の書類等の作成は、受託者をお願いすることとなります。

Q11： 本プロポーザルにおいて、より精緻で実現可能な予算を含めた事業計画を立案するためには、過去の受託者と新規参入事業者との間の情報的公平性が担保されることが不可欠と考える。

つきましては、令和7年度の「委託業務実績報告書」を差し支えない範囲で閲覧・共有いただくことは可能か？

A11： 仕様書の目標を達成するために、自由な発想のもと企画提案いただきたいと考えています。

なお、参考までに、令和6年度、7年度の実施内容については、県HPにアップしておりますので御確認ください。

Q12： 令和7年度事業における「ジビエ調達にかかった総費用（またはkgあたりの平均調達単価）」や、今後の課題や展望についてなど、今回の企画立案にあたって公平に必要な過去の情報をご開示いただけないか。

A12： ジビエ調達に係る費用を含め、予算（委託契約額）の範囲内で調整をお願いします。

ジビエの費用につきましては、各施設で部位ごとに異なることから、各自で御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、今後の課題や展望については、アンケート結果等から得られた課題をもとに、仕様書の業務の目的を達成するための取組みを行っていくこととしております。

鹿児島県農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係

TEL：099-286-3114（直通） FAX：099-286-5589

E-mail：nouson-tyuusan@pref.kagoshima.lg.jp